

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸高田市吉田町常友宮之沖六〇五番二の一部、六〇六番一の一部、六〇七番一の一部、六〇九番一の一部、六〇九番二の一部、六一〇番二の一部、六一〇番三の一部、六一〇番六の一部、六一五番一の一部、六一八番一、六一八番二の一部、六一九番一の一部、六一九番二の一部

【申請地内の道路・水路】

安芸高田市吉田町常友宮之沖道路（六一五番一地先から六一八番一地先）、水路（六一五番一地先）、水路（六一八番二地先）

【徳田農道の一部】

安芸高田市吉田町常友宮之沖六〇五番三の一部、六〇六番三の一部、六〇七番三、六〇九番三、六〇九番四、六一〇番四の一部、六一〇番五、六一二番二の一部、六一八番三の一部、六一八番四の一部、道路（六〇六番三地先）、水路（六一八番四地先から六一二番二地先）、道路（六〇六番三地先から六一〇番四地先）、水路（六〇六番三地先から六一〇番四地先）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号

株式会社ナフコ

代表取締役 深町 勝義